

徳島県地域少子化対策重点推進事業費補助金 実施計画書

自治体名 美馬市 徳島県  
 本事業の担当部局名 市民環境部 ふるさと回帰推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	美馬市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~ 令和6年3月31日	事業開始年度	平成29 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,238,000 円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 美馬市においては、少子化問題を人口問題の一つとして捉え「美馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「美馬市人口ビジョン」で設定した2026年の本市の人口「2万人」確保を目指し、結婚支援を含めた総合的な取り組みを行っている。 令和3年度の婚姻数77件、婚姻率2.79と日本全国の婚姻率4.1(令和3年人口動態統計より)と比べても低い状況にあり対策を継続していく必要がある。  <本個別事業の位置付け> 「第2期美馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において基本目標として、 ①本市にしごとをつくり、雇用の創出や所得の増加を実現する ②本市への新しいひとの流れをつくる ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する 上記4目標を設定している。 本事業については、基本目標③(若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる)と数値目標(年間出生者数)を実現するため、本事業を基本目標②に位置づけ、経済的理由により結婚に不安を抱える方の結婚の希望をかなえ、数値目標の達成につなげたい。		
	(本個別事業における現状と課題)		
	(課題への対応)		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【その他独自要件】			
・対象費目のうち、住宅賃借に係る経費について、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料のみ対象とする。 ・生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は当該補助金と重複する他の公的給付を受けていないこと。 ・市税を滞納していないこと。 ・美馬市暴力団排除条例(平成24年美馬市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。			

**2. 申請見込**

①新規世帯見込

上記のうち	5	世帯
ともに29歳以下	2	世帯

左記以外 3 世帯

**【積算根拠】**

申請見込: 13世帯(29歳以下9世帯、それ以外4世帯)  
 ・申請見込については、平成30～令和3年度の当事業における支給実績の平均7世帯に、所得要件緩和による申請増を6世帯見込み、13世帯とする。  
 ・令和元～3年度の支給実績により、29歳以下の世帯:それ以外の世帯=2:1と見込み29歳以下9世帯、それ以外4世帯とする。  
 (参考)令和3年度支給実績 11世帯(うち29歳以下7世帯)  
 令和2年度支給実績 2世帯(うち29歳以下2世帯)  
 令和元年度支給実績 5世帯(うち29歳以下3世帯)  
 ・ただし、予算の制約により、今回の対象世帯は29歳以下2世帯、それ以外3世帯とする。  
 29歳以下:2世帯(申請見込)×60万円(補助上限額)=1,200千円  
 上記以外:3世帯(申請見込)×30万円(補助上限額)=900千円

**【令和4年度申請状況】**

(令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月)

申請 見込 世帯数 6 世帯

②継続補助見込

見込世帯数	継続補助実施の有無	有	世帯
対象経費支出予定額	1	138,000	

円

**3. 広報の実施予定**

市の広報誌、ホームページ等の広報媒体への掲載や、県の移住支援及び結婚支援ポータルサイトへの掲載を行う。  
 市が作成したチラシ(2,000枚程度を作成予定)を移住フェアや成人式等のイベントで配布し、移住交流センターや宅建協会等の関係団体にも配架し補助金の周知に協力をいただく。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		結婚新生活支援事業年間申請数		人	15 (令和3年度)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.42 (平成29年度)	
	婚姻件数		件	77 (令和3年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	100	92 (令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	85	33 (令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」		%	100	100 (令和3年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	徳島県の公共施設等でのチラシ配布や、県HP等で広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	宅建協会等に対して、チラシの配布にご協力いただき、幅広い対象世帯に情報を提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。